

道路占用許可申請手続マニュアル

令和5年12月5日

高知県高知土木事務所道路管理課

1 はじめに

本マニュアルは、高知土木事務所管内の県が管理する道路にかかる占用許可申請の手続き方法や注意すべき点等を取りまとめたものです。道路の占用を予定されている方(以下「申請者」という。)は、本マニュアルに沿って、高知土木事務所長(以下「道路管理者」という。)に申請していただきますようお願いいたします。

記載内容等に不明な点がある場合や、現場条件により本マニュアルによりがたい場合等は、道路管理課(以下「担当課」という。)にご相談ください。

2 道路占用制度の概要

(1)道路の特別使用

道路は、本来一般交通の用に供されるものです。しかし、私たちは道路を中心に生活圏を築いている関係で、一般交通以外で生活に関連して利用される機会も多くあります。

道路附属物ではない物を設置するなど、本来と異なる利用方法での道路使用は上記のとおり一般的には認められていませんが、一定の要件を備えている場合にはこれを権利として、道路管理者が認めることがあります。道路の特別使用といい、道路の占用はこれにあたります。

(2)道路占用の基本的な考え方

道路占用は、「道路に一定の工作物、物件又は施設(以下「占用物件」という。)を設け、継続して道路を使用」することであり、道路管理者の許可が必要となります。対象となる道路は車道や歩道上だけでなく、路肩やのり面(斜面)、道路として管理している施設(道路照明など)、さらに道路の上空部分や地下も含まれます。

占用許可できるものは、次の「(3) 占用物件の種類」に該当するもののうち、道路の敷地外に余地がないためやむを得ないものであり、かつ道路の構造や交通の安全に支障を与えないものに限定されています。なお、占用目的、形態等、占用者に関する諸事情から総合的判断により許可しない場合があります。

(3) 占用物件の種類

占用物件の設置は、一般交通を阻害しない範囲内でのみ認められるべき性格のものであるため、法令等で定められたもの以外は占用物件として認められません。

道路法(以下「法」という。)及び道路法施行令(以下「政令」という。)では次のとおり占用物件が定められており、これら以外は許可できません。

ア 電柱、電線、変圧塔、郵便差出箱(郵便ポスト)、公衆電話所(電話ボックス)、広告塔
その他これらに類する工作物

イ 水管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件

ウ 鉄道、軌道、自動運行補助施設その他これらに類する施設

エ 歩廊、雪よけその他これらに類する施設

オ 地下街、地下室、通路、浄化槽その他これらに類する施設

カ 露店、商品置場その他これらに類する施設

キ 上記ア～カに掲げるもののほか、道路の構造又は交通に支障を及ぼす恐れのある工作物、物件又は施設で政令で定めるもの

※上記キの具体例は政令第7条に明記されています。(以下、抜粋)

(看板、標識、旗竿、幕、工事用板囲、足場、詰所等の工事用施設、工事用材料 等)

3 道路占用許可申請手続き等

(1) 申請手続きの流れ

① 事前相談

申請にあたっては、事前にご相談いただくことをお勧めします。必須ではありませんが、事前に打ち合わせすることで審査手続きが円滑に進みます。事前相談の日時については担当課まで電話にてお問い合わせください。

② 許可申請

申請書は、各種図面等の資料を添付して担当課に正副2部提出してください。申請書の様式は、「高知土木事務所ホームページ」の「申請・届出などの許認可事務」→「道路法関係」→「道路占用許可申請」からダウンロードをされるか、担当課で直接入手してください。（高知県電子申請サービスもご利用いただけます。）

添付資料については、(2)をご覧ください。

③ 審査

担当課において申請内容の審査を行います。内容によっては修正や追加資料の提出を求められることがありますので早めの提出をお願いします。

通常、審査には1～2週間かかります。また、申請内容に誤り等がある場合や添付資料等に不備がある場合はそれ以上かかる場合もありますので、余裕をもった申請をお願いします。

④ 許可

審査の結果、許可の場合は許可書が交付されます。許可書に記載された期日（許可日）以降から占用物件の設置が認められます。

⑤ 占用料納入

占用物件に対しては、高知県道路占用料徴収条例に定める占用料を納めていただくことになっていますので、許可書に同封された納入通知書により、指定する期日までに納めてください。

⑥ 変更申請

許可内容に変更が生じる場合は、事前に変更申請書を提出し、変更許可を受けてください。

⑦ 継続申請

許可期間終了後も継続して占用する必要がある場合は、事前継続申請書を提出し、継続許可を受けてください。

⑧ その他の届出

許可を受けた道路占用に関して、下記の場合は、道路占用届出書を提出してください。

- ・ 占用工事の完了(中止)
- ・ 軽微な事項(住所、氏名等)の変更
- ・ 占用の廃止

(2) 申請書に添付する書類

申請書(正・副)を提出する際には次の書類を添付してください。ご不明な点がございましたら、担当課にお問い合わせください。

ア 道路の占用場所(以下「占用場所」という。)及びその付近を表示した地図等

- ・ 位置図(縮尺 1/2,500～1/50,000)
- ・ 見取図(住宅地図等)

イ 占用場所の平面図、求積図、縦断図及び横断図(縮尺 1/200～1/600)

(占用面積がわかるもの)

ウ 占用物件の構造図等

例:仕様書、設計図、パンフレット、足場(朝顔設置)の構造図等)

(占用数量がわかるように算定式等を明記すること)

エ 公図の写し(道路敷地と民地との境界が不明瞭な場合)

オ 道路の掘削、復旧に関する図面(道路を掘削、復旧する場合)

(掘削寸法、掘削勾配、復旧構造断面、舗装構成、復旧寸法等を明記すること)

カ 道路の占用場所の写真(遠景、近景など申請内容がわかるもの)

キ 道路上で工事を行う場合の保安対策図

(交通誘導員の配置、バリケードの配置、安全施設の配置、全幅員、占用幅員、通行可能幅員等必要な寸法、数量等がわかるもの)

ク その他必要と思われるもの

(3) 占用物件の設置を伴う工事(占用工事)に関する注意事項

① 占用工事で道路の掘削等が生じる場合は、「道路の掘削ならびに復旧の手引き(令和5年12月5日 高知県高知土木事務所道路管理課)」に準じなければなりません。

② 占用工事は許可された内容どおりに実施しなければなりません。許可内容と異なる行為を行った場合は、占用工事の中止や原状回復を命じる場合や、許可の取り消しを行う場合がありますのでご注意ください。なお、やむを得ず許可内容と異なる行為が必要となる場合は、変更申請または届出が必要になる場合もありますので必ず、担当課に連絡のうえ指示を仰いでください。

③ 占用工事が完了したら、速やかに道路占用届出書(3(1)⑧参照)を担当課に提出してください。道路占用届出書には、必ず施工前・施工中・施工後の写真を添付してください。場合により現地を確認することがありますので、必ず提出してください。

また、施工内容に問題があった場合は再工事や原状回復を命じる場合や、許可の取消しを行う場合がありますのでご注意ください。

④ 年末年始、ゴールデンウィーク期間中、よさこい祭り期間中を含む盆休み、および道路管理者が別途指定する日は占用にかかる工事(掘削・舗装工事を含む。)を原則禁止します。(別紙1参照)

⑤ 工事用足場等の占用が夜間に及ぶ場合は、安全対策として保安灯や点滅式チューブライト等を設置してください。

⑥ 視覚障害者用誘導ブロック(以下「点字ブロック」という。)のある歩道に足場等を設置する場合、点字ブロックから原則 60cm 以上間隔をあけてください。困難な場合は別途対策を講じなければなりません。

⑦ 占用工事が長期間になるものは、別途工程表の提出を求める場合があります。

(4) 通行制限について

占用工事に際しては、車両や歩行者、自転車等の通行に十分配慮し、安全対策を講じてください。必要に応じて案内標識や工事看板、バリケード及び交通誘導員等を配置してください。提出された保安計画等を元に道路管理者が通行制限を行います。

また、管轄の警察署において道路使用許可が必要な場合がありますのでご確認ください。

① 通行制限の種類は原則、以下のとおりとします。

・車道一部通行止(車線減少)

:片側 2 車線以上の道路で 1 車線の車両通行を止める場合

・車道一部通行止(幅員減少)

:車道の一部分の通行を制限するが、車両の相互通行に支障が出ない場合
(車両の通行に必要な幅員が 2.5m 以上確保できる場合)

・車道片側通行止

- ：車道の片側を止め、交通誘導員等で車両を交互通行にする場合
- ・車両全面通行止
 - ：車道の全面を止め、車両通行が出来ない状態となる場合。(迂回路等の確保が必要)
- ・歩道一部通行止
 - ：歩道の一部の通行を制限するが、歩行者等の通行幅が 2.0m 以上確保できる場合
- ・歩道片側通行止
 - ：歩道の一部の通行を制限し、歩行者等の通行幅が 2.0m未満となるが、1.0m 以上確保できる場合
- ・歩道全面通行止
 - ：歩道の通行に必要な幅員を 1.0m 以上とれない場合であり、原則認めていません。どうしても必要な場合は、車道内に幅員 1.0m 以上の仮歩道を設置していただくことになります。(車道内仮歩道の設置が困難な場合はご相談ください。)

②通行制限の時間帯は、一般交通の実態を考慮し、原則として下記の時間帯とします。なお、作業内容や交通量の少ない山間部等ではこの限りではありませんので、ご相談ください。

- ・昼間： 9:00～16:00(できる限り通勤・通学時間帯はさけること)
- ・夜間：22:00～ 6:00

③下記に掲げる路線区間では、原則として夜間での作業とします。

(「以上は不可」とは、より狭くなる場合について不可という意味)

路線名	箇所	規制内容 (下記以上は不可)
国道 195 号	葛島橋から大津(国道 32 号交差点)間	片側通行止
県道 6 号高知伊予三島線	鏡川橋北詰から高知北環状線分岐間	片側通行止
県道 14 号春野赤岡線	仁井田(南国市境)から長浜(旧春野町境)間 ※旧道含まない	片側通行止
県道 16 号高知本山線	本町から江の口変電所南の交差点間	片側通行止
県道 36 号高知南環状線	春野町西分 (県道 37 号高知春野線交差点)から瀬戸(県道 34 号桂浜はりまや線交差点)間	片側通行止
県道 44 号高知北環状線	塚ノ原から薊野中町交差点間	片側通行止
県道 270 号弘瀬高知線	上町2丁目電停付近から初月小学校西詰市道交差点間	片側通行止
県道 374 号高知南国線	南御座から高須(県道 44 号高知北環状線)間	片側通行止
県道 384 号北本町領石線	北本町から南御座間	片側通行止
	南御座から一宮逢坂峠間	片側通行止

(5)許可基準と審査内容

提出された申請書について、次により審査し、許可・不許可の判断を行います。申請の際は、下記を参考に設置場所や設置方法を検討していただければ、手続きもスムーズに進行します。

- ア 法又は政令に定められた物件であるか。
- イ 道路敷地外に余地がなく、やむを得ないものであるか。

- ウ 政令に定められた基準(構造等)に適合しているか。
- エ 高知県の定める基準(構造等)に適合しているか。
- オ 設置の公益性、必要性はあるか。
- カ 後の道路計画などと突き合わせて設置に支障がないか。
- キ 道路の構造に支障がないか。
- ク 交通の安全に支障がないか。
- ケ 通行制限の方法、内容が適切か。また、安全管理が適切か。
- コ その他